

4 高自共第 953 号
令和 5 年 2 月 24 日

経済産業大臣 西村 康稔 様

高知県知事 濱田 省司

「(仮称) 今ノ山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する知事意見について

このことにつきまして、環境影響評価法第 20 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 13 の規定に基づく環境の保全の見地からの知事意見については、別紙のとおりです。

「今ノ山風力発電事業環境影響評価準備書」に対する知事意見

本事業は、今ノ山風力合同会社が、高知県土佐清水市及び幡多郡三原村において、最大で総出力 193,070kW の風力発電所を設置するもので、陸上風力発電事業としては国内でも類を見ない規模のものである。

本県では、2011年3月に「高知県新エネルギービジョン」を策定して以来、再生可能エネルギーの導入を、本県の自然条件等の強みを十分に生かし、産業振興や県民生活の向上につなげるとともに、地球温暖化対策にも寄与するよう、その取組みを進めてきたところである。

しかし、県土の8割を山地が占める本県においては、再生可能エネルギーを活用した発電施設の建設にあたっては、大規模な地形の改変を伴うケースが多くなる。そのため、事業計画の策定、実施にあたっては、防災、環境保全、景観保全、地域住民の生活の安全などへの十分な配慮と地域住民からの理解が求められる。

本事業実施計画区域が位置する高知県西南地域は、2001年9月6日に西南豪雨災害に見舞われ、とくに宗呂川流域に大きな被害を生じた。また、本事業実施区域は「今ノ山鳥獣保護区」、特定植物群落である「今ノ山の森林」が設定されている地区を含む。事業実施区域の南側には、海城公園区域に指定されている竜串海岸があり、土佐清水市全域と周囲の海は日本ジオパークに認定されている。周辺地域一帯は保全すべき多様な生態系と自然豊かな景観を有しており、観光資源としての側面もある。

事業者が住民等から受け付けた意見では、主に開発によるクマタカ、ヤイロチョウ等の希少動物、周辺の植物生態系、自然景観の損失、急峻な尾根周辺の谷部に工事で発生した土砂を盛土するといった土地形状の改変による自然災害の助長・誘発への懸念から、本事業の実施に対する反対意見が多く見られる。

事業者においても、地域で説明会を行うなど、住民等からの理解を得られるよう取組みを進めているところではあるが、本事業については、地域の団体から関係自治体に対して、事業計画の中止を求める要望書と 8,500 筆を超える反対署名が提出されるなど、地域住民等からの理解が十分に得られている状況とは言えない。本事業計画に懸念を抱いている地域住民等への丁寧な説明と相互理解を深める取組みの継続が必要である。

これらのことを踏まえ、評価書の作成にあたっては、以下に述べる項目について、環境への影響を多面的かつ十分に検討したうえで、最大限の環境保全措置を講じるとともに、その旨を記載すること。

本事業の実施に伴う重大な環境影響を回避・低減することが困難な場合は、事業の中止または規模縮小を含めた対応を検討すること。

1. 総括的事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関連法令を遵守し、地元自治体をはじめとする関係機関等と十分調整すること。

地域住民等に対しては、必要に応じて説明の場を設けるなど、必要な情報提供を行い、分かりやすい資料を用いて丁寧かつ十分な説明により理解を得られるよう努めること。その際には地域住民からの意見聴取に努め、懸念事項に対しては十分な配慮を行ったうえで、対応を検討すること。また、関係自治体の担当課にも事業の進捗を密に情報共有すること。

なお、本事業にかかる計画、工事内容、事後調査の結果等は、個人情報や希少動物へ十分に配慮したうえで、インターネット上で公開するなどし、積極的な情報開示に努めること。

- (2) 評価書の作成にあたっては、提出された意見を十分検討し、必要に応じて専門家等の意見を踏まえ、各種データや評価の根拠となる最新の知見、数値等を記載し、分かりやすい内容となるよう努めること。

本事業の実施以降も、本事業の目的、内容、環境への影響とその回避策又は低減策について、地域住民から理解を得られるよう善処すること。

- (3) 予測結果に不確実性を伴う項目等については、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる環境保全措置を講じること。

また、調査期間については、専門家の意見も踏まえて事後調査終了の可否を判断し、必要に応じて調査期間を見直すこと。

なお、事後調査の内容と結果は県及び関係市村に報告すること。

- (4) 本事業の実施にあたっては、準備書に記載の環境保全措置を着実に実施することに加え、下記「2. 個別事項」についても適切に実施し、より一層の環境影響への回避又は低減に十分配慮すること。

2. 個別事項

(1) 土地形状の改変に伴う自然環境への影響

- ・ 本事業は最大で総出力 193,070kW の風力発電所を設置する事業である。風力発電設備、工事用の取付け道路、木材集積所等を造成しようとする計画は、大規模な土地形状の改変を伴い、その土工量は著しく多いものとなっている。
近年、気候変動による豪雨災害の激甚化が懸念される中、工事で発生した土砂を、急峻な尾根周辺の谷部に盛土し木材集積所等を造成する計画は、土砂災害の危険性を高めることが懸念される。本事業実施区域及びその周辺は、「崩壊土砂流出危険区域」等に位置していることに鑑み、本事業による土地形状の改変が土砂災害の原因とならないよう、見直しを含め対応を慎重に検討すること。
- ・ 本事業実施区域及びその周辺には、保安林が存在しており、水源のかん養・土砂の流出防備といった役割を担っている。これらの森林が果たしている公益上の役割に鑑み、土地の改変量を可能な限り抑制するとともに、森林の伐採面積を可能な限り最小化することで、自然環境への影響を回避又は低減すること。
- ・ 工事期間と多雨期が重なった場合、改変により生じた裸地からの土砂流出が懸念される。工事計画の策定にあたっては、土砂災害の発生リスクの回避又は低減のための対策を講じること。
- ・ 本事業実施区域外へ搬出する残土の処理にあたっては、受入先の自治体と十分調整・協議を行うとともに希少な動植物の生息・生育を損なうことのないよう必要に応じて事前調査を行うなど、十分に配慮すること。

(2) 工事に伴い発生する産業廃棄物の処理

木くず（伐採木）の処理については、全量を現地で再利用する計画となっているが、土砂流出防止等の機能を発揮する範囲を超えた、必要以上の伐採木を現地に残すことのないよう、中間処理場への搬入を併せて検討すること。

(3) 水質への影響

対象事業実施区域周辺の主な河川として、宗呂川、三崎川、益野川、下ノ加江川、鍵掛川等の二級河川があり、広野川、皆尾川等の普通河川も存在し、そ

の上流は今ノ山に端を発している。それらは周辺地域の生活用水及び農業用水として利用されており、施工に伴う濁水による影響が懸念される。

施工に伴う濁水は、沈砂池排水口等からの土壌浸透により吸収されることで、河川へ流入しないと予測されているが、土地形状の改変により降雨時の濁水の流れ方が変わることが懸念される。工事計画が定まった時点で濁水の流下予測を改めて行うこと。

また、気候変動による大雨災害の激甚化が懸念されていることに鑑み、予測を超える大雨により河川等へ濁水流入した場合の対応も、併せて検討すること。

(4) 動物への影響

ア 鳥類全般

事業者の調査によれば、対象事業実施区域及びその周辺で生息、飛翔が確認されているクマタカをはじめとした猛禽類、渡り鳥の多くは、ブレード回転域を含む高度を飛翔している。事前の環境保全措置の実施を検討するとともに、事後調査又は供用開始後のこまめな巡回点検を行い、クマタカをはじめとした猛禽類、渡り鳥に影響が生じていることが確認された場合は、専門家の意見も踏まえて追加的な環境保全措置を講じるなど、適切に対応すること。

イ クマタカ

事業者の調査によれば、対象事業実施区域及びその周辺では絶滅危惧種であるクマタカの生息が確認されており、ブレードの回転域を含む高度を飛翔している。事後調査において、バードストライクとクマタカの生息状況を調査することとしているが、他所の風力発電事業では、稼働後にクマタカのペアが確認されなくなった事例もある。クマタカの飛翔が多く確認されている尾根部については、風力発電機の設置場所、基数など事業計画の見直しを含め、事前の環境保全措置の実施を検討すること。

ウ ヤイロチョウ

県の天然記念物かつ県鳥でもあるヤイロチョウは、事業者の調査において、対象事業実施区域内での生息は確認されていない。しかし、区域内に採餌場所、繁殖地や移動経路が含まれていると推測される。本県内のヤイロチョウは、斜面の谷状地形に地上巣を作る生態があることから、生息地となり得る谷部についても適切に保全し、その影響を回避、低減するよう十分配慮すること。

エ カラスバト

国の天然記念物であるカラスバトが対象事業実施区域内で確認されており、事業者見解として偶発的な飛来と推測されている。高知県環境影響評価技術審査会においても事業者見解に対する異議は出されなかったが、事後調査等において継続的な飛来、生息等が確認され、本事業による影響が及んでいると考えられる場合は、追加的な環境保全措置を行うこと。

オ 陸生貝類

改変区域内で生息が確認されている重要種のタキギセル、トサギセル、トサキビについては、改変による影響を受けるため、類似する生息環境へ移動させる代償措置がとられる。移動後の事後調査は1年経過後を予定しているが、移動後の生息地への定着状況によっては、専門家の意見も踏まえ調査期間の延長とさらなる環境保全措置を検討すること。

また、改変区域を見直した場合は、代償措置を行うべき重要種を改めて選定し同様の措置をとること。

(5) 植物への影響

- ・ 改変による裸地の緑化については、周辺からの種子の供給により植生回復が可能な場合は、専門家の意見も踏まえて、周辺の生態系への影響を最小限にできる方法を検討し、対象事業実施区域の植物生態系に十分配慮すること。
種子吹付による緑化は、配合種子に外来種が含まれている場合があり、周辺の生態系に影響を及ぼす可能性がある。配合種子の選定にあたっては、専門家等の意見を聞くこと。
- ・ サカバサトメシダ、ヤクシマトウバナの分布が専門家へのヒアリングにより確認されている。改変による生育環境の減少・喪失の可能性は低いと評価されているが、評価書の作成にあたっては、生育環境である常時流水のある沢沿いの岩場を現地確認し、流水の状況とその影響の調査を踏まえ、評価を行うこと。

(6) 景観への影響

- ・ 対象事業実施区域南側の配置等を方法書段階から見直すことで、竜串海岸からの景観について可能な限り影響を回避・低減したとしているが、三原村

中心部からは東西の尾根筋に風車が多数視認されることが予測されている。自然豊かな景観に風力発電機が視認されることについては、個々人でその捉え方が異なることから、地域住民等への説明にあたっては、風力発電機設置後の景観をフォトモンタージュだけでなく、VR（バーチャルリアリティ）等により動画でシミュレーションしたものを提示するなど、新たな手法の活用も検討すること。

- ・ 対象事業実施区域の近隣市町には四万十川が流れており、その流域には文化財保護法において「重要文化的景観の選定区域」に選定されている区域が存在する。これら選定区域内において、本事業に付帯する送電線設置を計画する際は、法規に則り関係機関と事前調整を行い、その景観に十分に配慮すること。また、事業者の責務として、付帯設備を設置しようとする土地等の関係者への周知、説明も併せて行うこと。

（7）累積的な影響

- ・ 本事業の対象事業実施区域の一部は、他事業者が計画している風力発電事業の対象事業実施区域と重複しているが、累積的な環境影響については、準備書においては評価されていない。累積的な環境影響評価を行わない理由として、「他事業者が計画している風力発電事業については、連系線確保にむけた電力会社との協議が難航しており、事業計画の認定取得の目途が立っていないことから、本事業の工程と重複する形での実現可能性は極めて低い」と説明されている。

今後、他事業者の風力発電事業の計画が前進し、本事業の工事期間及び供用開始以降の工程が重複する場合、本事業実施後に他事業者とも連携しながら、累積的な環境影響についての予測・評価を行い、適切な環境保全措置を追加的に行うこと。

- ・ また、本対象事業実施区域の近隣では、大月ウィンドファーム、大洞山ウィンドファームといった風力発電施設がすでに稼働している。高知県内の山間部、足摺岬周辺等は、比較的風況が良い地域であり、今後も新たな風力発電事業の計画が持ち上がる可能性がある。近隣で新たに風力発電事業計画が持ち上がった場合は、情報収集を行うとともに、必要に応じて累積的な環境影響に対する措置を検討すること。

(8) その他配慮を要する事項

- ・ 騒音及び低周波音については、個々人で捉え方が異なる。地域住民から意見があった場合は、科学的根拠に基づき、かつ具体的な説明を行い、地域住民等から理解を得られるよう努めること。
- ・ 対象事業実施区域及びその周辺には、航空路監視レーダー設備など公的機関の無線通信施設が複数存在する。本事業で設置された風力発電機が原因で、それら無線通信施設へ影響が出ないように、関係機関との事前調整を十分に行うこと。
- ・ 工事期間中における大型車両等の通行にあたっては、地域住民の通勤・通学時間帯等に配慮するとともに、工事車両の通行に伴う騒音についても、工事関係者への周知も含め、可能な限り低減に努めること。

3. 関係市村からの意見

対象事業実施区域の一部を管轄する市村の首長から提出された意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。

土清市発第 194 号
令和 4 年 11 月 28 日

高知県知事 濱田 省司 様

土佐清水市長 泥谷 光信



「(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価準備書」に対する
意見について (回答)

令和 4 年 10 月 31 日付け 4 高自共第 638 号により照会のありました、環境影響評価
法第 20 条第 2 項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見について、別紙のとおり
回答します。

(別紙)

環境影響評価法第 20 条第 2 項に基づく市長意見

市 町 村 名：土佐清水市

意見の対象：(仮称) 今ノ山風力発電事業環境影響評価準備書

本事業計画は、今ノ山風力合同会社が、土佐清水市と三原村との行政界周辺において、基数 34 基、最大出力 193,070kw の風力発電機を設置するものである。

風力発電は、太陽光発電などとともに国の再生可能エネルギー施策、また、世界的な課題である地球温暖化防止対策に資する点からも有効であると期待されているものであり、2050 年のカーボンニュートラルに向けた主力電源として、積極的な導入方針が国の「第 6 次エネルギー基本計画」に示されている。しかし、方法書に対する市長意見書の提出以降、土佐清水市議会議長宛に市内在住者から、条例に基づき本計画が本市にとって相応しいものであるかを審議し、市民の声を集約できる行政と地域住民が参画する審議会の設置を求める陳情書が令和 4 年 3 月 7 日に提出されたが、市議会本会議において不採択となった。また、地域住民等（以下「住民等」という。）から設置の計画中止を求める要望書がインターネット署名を含め 8,500 筆を超える署名を添え、令和 4 年 7 月 14 日に市長宛に提出された。同時に本市条例に基づき建設の賛否を問う住民投票の実施を求める要望書が、市長並びに市議会議長宛に提出されるなど、建設反対や多くの不安、懸念の声が上がっている状況にある。

一方、事業者は住民等から合意形成を図るため、環境影響評価法に基づき環境に配慮した事業計画の策定や要望に応じた説明会を行うなど努めてきたものの、現段階において住民等からの理解が得られている状況とは決して言えない。

このことから、事業者は住民等からの理解を得ることが前提であり、重要であることを理解のうえ、不安や懸念の声を真摯に受け止め、事業者の責務として説明責任を果たすべく、わかりやすく丁寧な説明を徹底的に今後も行い、理解を得られるよう最善を尽くし、意見や要望に対しては誠実な対応を行い、最大限の努力をもって環境影響の回避又は低減を中心とする環境保全措置の検討及び実施を行うよう強く求め、以下のとおり意見する。

1 全体事項について

(1) 最新の知見の導入

環境影響評価法に基づく評価書の作成にあたっては、発電機の計画基数 34 基中 27 基が単機出力での最大出力が 6,100kw であり、この発電機は国内では最大規模の発電機である。

設置計画にあたっては、環境保全に今回の同型機又は同等規模の先行事例の知見を反映させ、専門家の意見を踏まえ、十分かつ慎重な検討を行い、環境影響の回避、低減に努めること。

(2) 住民等に対する情報提供

住民等に対し、合意形成を図るため、広く周知活動に努めるとともに、不安や懸念の声の払拭に向け誠実な対応を行うこと。また、現地調査の実施にあたっては、住民等や関係団体に対し、積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、合意形成を図るようさらに努めること。

(3) 他の風力発電との関係

事業実施計画区域には、他社が進める発電事業の設置場所が一部重なっており、環境影響評価の手続き中である。

他社が計画する事業は、電力会社との連携枠確保に向けた協議が難航しており、計画認定取得の目途が立っていない状況とのことである。しかし、事業計画の廃止手続きが行われていないため、今後においても可能な限り事業者間で十分な情報交換を行い調整するとともに、複合的な影響についても考慮のうえ、評価書の作成までに適切な対応を行うこと。

(4) 事業（計画）の見直し

仮に事業の実施が認可され、施設が設置された場合、下記の個別事項について事業への反映を行い、環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業を中断するなど見直しを行うこと。それが困難な場合は、事業の中止を含めた検討を求める。

2 個別事項について

(1) 騒音及び超低周波音

風力発電設備の設置予定位置から直近で約 1.2 kmの位置に住宅が存在しており、騒音、超低周波音による住民等の心身及び生活環境への影響が懸念されている。また、環境の保全について配慮が特に必要な施設として「下川口保育園」が約 3.4 km、「下川口小学校」が約 4.5 kmの位置に存在する。

特に騒音は、季節による風向きや風速、地盤、気象状況により異なるため、当該地域における風力発電設備の配置の最終確定にあたっては、最新の科学的知見及び同型機又は同等規模の先行事例の知見を反映し、適切な調査、予測及び評価を行い、住民等の心身及び生活環境に影響を及ぼすことのないようにする

こと。また、令和2年8月31日付けで経済産業省より発出された「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について（依頼）」により環境影響評価の項目から除外されたとしても、調査、予測及び評価を行うことは可能であることを踏まえ、調査、予測結果や最新の知見について、住民等に丁寧な説明等の対応を行うこと。

(2) 水環境

事業実施計画区域周辺には、宗呂川、三崎川、西ノ川、益野川、下ノ加江川、鍵掛川ほか二級河川がある。また、多くの普通河川も存在し、その水源を三原村との境界にある今ノ山山麓に発し、水利用は飲料用をはじめとした生活用水や農業用水として古くから利用されている。

定期的に利水者との連絡調整を図り、良質な水質管理を徹底し、生活用水及び農業用水としての利用に支障がないよう最大限努めるとともに、流況の著しい悪化の緩和に努めること。また、濁水対策に加え、水質測定が実施された一部の河川で調査時において環境基準の数値超過がみられるものの、現況の良質な水質及び効率的な生活用水並びに農業用水としての利用を維持するため、水質や流況の把握に努め、良好な河川環境の保全に努めること。

(3) 動物・植物及び生態系

事業実施計画区域及びその周辺には、森林鳥獣生息地として「今ノ山鳥獣保護区」が指定されている。また、絶滅が危惧され、2019年に環境省による国内稀少動植物種に指定されている、土佐清水市指定天然記念物のトサシミズサンショウウオや絶滅危惧種である希少猛禽類のクマタカの生息地がある。発電機の設置計画位置は、重要な鳥類であるサシバやハチクマなど渡り鳥の渡りルートからは若干ずれていると予想されているが、広範囲で営巣状況や生息範囲、移動経路等について専門家等からの助言を踏まえ、希少な動物の生態系への影響を回避すること。

次に、事業実施計画区域には特定植物群落の「今ノ山の森林」が分布しており、アカガシ群落ほかが存在し、地形変動による植物及び生態への影響が懸念される。また、竜串湾ではサンゴ群集をはじめとする海中景観及び豊かな海域生態系の保全を図る目的で自然再生法に基づいた法定協議会として、竜串自然再生協議会（現竜串の自然と共生した地域づくり協議会）が組織され、長年保全活動が行われており、本事業の実施による沢筋等への土砂又は濁水の流入に伴う重要な水生生物及びその生態系への影響が懸念される。このことから、動植物への影響調査の実施にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な方法により詳細な調査、予測及び評価を行い環境影響の回避を行うこと。加えて、

施工時及び供用時に起因する里山への獣害に係る影響についても検討すること。

(4) 災害・事故等

事業実施計画区域には崩壊土砂流出危険地が広範囲で指定されている。また、周囲には急傾斜地崩壊危険区域や、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されており、大量なる降雨の際は複数の河川で土石流の発生が懸念される。

平成 13 年 9 月、高知西南豪雨では短い時間に猛烈な大雨が降ったため、宗呂川や益野川、下ノ加江川において大量の濁水が流出するなど本市は大きな被害を受けた。このため、事業実施にあたっては近年増加している集中豪雨の傾向も踏まえ、災害防止対策を講じたとしても、本事業により土石流などの土砂災害が誘発される危険性があることを認識のうえ、土地の造成及び規模を最小限とし、工事に伴う発生土の処理については必要な地盤安定対策を実施するなど、適切かつ十分な災害への対策を講ずること。

施工時及び供用時における雨水排水対策として、適数の沈砂池や排水路、土砂流出防止柵などを適所に整備し、維持・管理を適時かつ適正に行い十分な排水対策を講じ、徹底して濁水や土砂の流出を防ぎ、災害防止対策を講ずること。また、造成工事に当たっては、広範囲な森林の伐採は森林の保水力が損なわれることが予想されることから、可能な限り伐採面積を小さくし環境保全措置を講ずること。なお、事業実施に起因する災害、事故等が発生した場合は、事業者の責任において迅速な対応、復旧を行うこと。

(5) 景観

本市は、自然公園法に基づき昭和 45 年 7 月に日本で最初の海中公園（現海域公園）地区として竜串が指定された。続いて、昭和 47 年 11 月には足摺宇和海国立公園として足摺岬を中心とした海岸線が指定されており、豊かな自然と景観を有している。また、令和 3 年 9 月には本市全域と周囲の海を中心として四国では 3 番目となる日本ジオパークに認定されており、優れた価値のある眺望景観への影響が懸念される。このため、あらゆる地点からのフォトモンタージュ等での視覚的な眺望景観の調査を行うとともに、事業実施計画区域の樹木伐採は最小限とし、今ノ山の自然豊かな景観の維持・保全に最大限配慮すること。

(6) その他

風力発電機施設の適切かつ適正なメンテナンスの実施に加え、稼働後に設備の建設により水質や自然、動物・植物及び生態系などの環境要素に悪影響を及ぼしていないかの継続的なモニタリング調査を行うこと。

環境影響評価の段階で想定し得なかった環境への影響が生じた場合は、最新の知見や専門家等の助言を得て、科学的根拠等を明確にして住民等への説明に最善を尽くし、理解を得たうえで適切な環境保全措置を講ずること。また、住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、生活環境にも十分配慮して事業を実施するよう努め、住民等からの要望や苦情等があった場合は、真摯に受け止め速やかに対応すること。

以上について、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、環境影響評価書に反映させ、適切に対応するよう環境保全の見地から意見する。

三 総 第 101 号
令 和 4 年 11 月 30 日

高知県知事 濱田 省司 様

三原村長 田野 正利
(公印省略)

(仮称)今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する
関係自治体の意見について(回答)

令和4年10月31日付け4高自共第638号で照会がありました(仮称)今ノ山風力
発電事業に係る環境影響評価準備書に対する関係自治体の意見について、別紙の
とおり回答します。

(別 紙)

環境影響評価法第 20 条第 2 項に基づく市町村長の意見

1 市町村名	三原村
2 意見の対象	(仮称) 今ノ山風力発電事業 環境影響評価準備書
3 意見	<p>1. 総括的事項について</p> <p>本事業実施区域である今ノ山は、本村にとって欠かすことのできない重要な水源地であり、水源の涵養・災害防備の機能を有している保安林が存在していること、また、多種多様な動植物が生息・生育している自然豊かな環境となっていることから、適切な環境保全措置を実施し、環境影響を可能な限り回避・低減すること。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するほか、地域住民の意見に十分配慮し、理解を得られるよう努めること。</p> <p>2. 個別事項について</p> <p>・ 大気環境について</p> <p>施設の稼働に伴う騒音レベルの増加分の予測値は国の指針値を下回っているが、静かな地域であることから近隣の住居へ影響を与える可能性があるため、適切な事後調査を実施すること。また、影響が確認された場合は追加的な環境保全措置を講じること。</p> <p>工事関係車両の主要な走行ルートに沿道には住居が多数存在していることから必要に応じ環境保全措置を検討すること。</p> <p>・ 水環境について</p> <p>本事業実施区域は本村にとって重要な水源地であり、土砂・濁水による水環境への影響は住民生活に著しい影響を与える可能性があること、また、実施区域に崩壊土砂流出危険地があることから、より安全な雨量想定に基づく予測を行い、環境保全措置を検討し、環境影響の回避、低減を図ること。</p>

・切土、盛土その他の土地の造成に関する事項

事業の実施に伴い発生する計画土量が100万m³を超える大規模なものとなっており、土地の改変及び土砂流出等による環境への影響が懸念される。工法等に関して更なる検討を行い、可能な限り発生する土量の抑制を図ること。

対象事業実施区域外に搬出する残土については、処理方法・場所を明確にし、適切に処理すること。また、残土処理に関して環境への影響が懸念される場合は調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

3. その他